

## ○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 237,691 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,446,282 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	248,362			54,570	15,694	178,098
社会福祉事業	30,130				2,440	27,690
障害者福祉事業	21,011				1,701	19,310
老人福祉事業	151,767			54,570	7,871	89,326
児童福祉事業	45,454				3,682	41,772
社会保険	1,774,475	268,587			121,949	1,383,939
介護保険事業	833,950	6,979			66,969	760,002
後期高齢者運営事業	612,010	111,961			40,495	459,554
国民健康保険事業	328,515	149,647			14,485	164,383
保健衛生	1,423,445	122,057	28,800	37,138	100,048	1,135,402
疾病対策予防事業	126,140	1,082		35,685	7,238	82,135
母子保健事業	24,461	1,920		320	1,799	20,422
医療に係る施策	1,272,844	119,055	28,800	1,133	91,011	1,032,845
合 計	3,446,282	390,644	28,800	91,708	237,691	2,697,439